

## 2025年度版 SA 復元問題集 法学編 誤植訂正

### ■ p.288 刑法 No.31 問題・解答・解説

問題全体を削除とさせていただきます。

本問においては、最決平30・6・26を前提に、不同意性交等の様子を隠し撮りしたSDカードは犯罪供用物件（刑法19条1項2号）に当たることから、肢(2)が正解とされています。しかし、令和5年7月13日に性的姿態撮影等処罰法が施行され、当該SDカードは性的姿態等撮影罪（同法2条1項）の生成物件（刑法19条1項3号）としても没収が可能（いずれを理由とする没収も可能）となったため、肢(2)と肢(3)の双方が正解であり、本設問は複数回答の問題となってしまいました。

ここにお詫びのうえ、設問全体を削除させていただきます。

### ■ pp.494-495 刑事訴訟法 No.30(5)問題・解説

(5)の問題文中、以下の箇所を訂正いたします。

誤：逮捕者自身が直接覚知する必要はなく、通報者・目撃者等の供述を資料として認定することもできる。

正：逮捕者自身が直接覚知する必要はない。

(5)の解説を、以下のとおり訂正いたします。「したがって……」以降が削除となります。

準現行犯逮捕（刑訴法212条2項）が認められるためには、個別的要件（同条項各号）のいずれか1つ以上を充足することに加え、①その者が特定の犯罪を行い終わってから客観的に間がないこと（時間的接着性）、②その者が特定の犯罪を行ったこと、しかも、その犯罪を行い終わってから間がないことが、逮捕者に明らかであること（犯罪と犯人の明白性・時間的接着性の明白性）、③逮捕の必要性、という3つの一般的要件を全て充足する必要がある。準現行犯逮捕の個別的要件は、その者が犯人であることの明白性を客観的に担保するための要件であるから、逮捕者自身が直接覚知することを要する。

